



2022年 8 月 26 日

各 位

会社名 藤久ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中松 健一
(コード番号：7135 東証プライム・名証プレミア)
問い合わせ先 執行役員 企画部長 若園 和章
(TEL 052-725-8815代表)

(訂正)「商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

2022年8月10日に公表いたしました「商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正がありましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛けを付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

「(2) 定款変更の内容」の記載の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。

2. 訂正箇所

(訂正前)

下線は変更箇所です

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>藤久ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>FUJIKYU HOLDINGS</u> <u>CO.,LTD.</u> と表示する。 第2条～第5条 <条文の省略> 第3章 株主総会 第13条～第19条 <条文の省略> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな</u> <u>し提供)</u> 第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>ジャパクラフトホールディングス</u> <u>株式会社</u> と称し、英文では、 <u>JAPAN CRAFT HOLDINGS</u> <u>CO.,LTD.</u> と表示する。 第2条～第5条 <現行通り> 第3章 株主総会 第13条～第19条 <現行通り> <削 除>

省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

<新 設>

<新 設>

<新 設>

第1条～第3条 <条文の省略>

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

(電子提供措置等)

第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

附 則

(商号変更に関する経過措置)

第1条

定款第1条の変更は、2022年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本項は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条

2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3条～第5条 <現行通り>

(附則の削除)

第6条 本附則、第3条から第6条は当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

(訂正後)

下線は変更箇所です

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>藤久ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>FUJIKYU HOLDINGS CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 <条文の省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第20条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ジャパクラフトホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>JAPAN CRAFT HOLDINGS CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第20条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(商号変更に関する経過措置)</p> <p>第1条</p> <p><u>定款第1条の変更は、2022年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条</p>

<p><u>第1条～第3条 <条文の省略></u></p> <p><u>(附則の削除)</u></p> <p><u>第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p>	<p><u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第3条～第5条 <現行通り></u></p> <p><u>(附則の削除)</u></p> <p><u>第6条 本附則の第3条から第6条は当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p>
---	--

以上